

III. 各国の女性の活躍推進に向けた取組概要

1. フランス

・基本法制等

- フランスでは、1999年および2008年に、「男性と女性の平等な参画」が憲法の改正によって明記され、政治、行政、経済分野にて、「パリテ（男女同数）」施策が推進されている。

・政治分野

- 国の議会（国民議会（下院）、元老院（上院））から地方議会（地域圏議会、県議会、市町村議会）まで、「パリテ（男女同数）」施策が進められている。
- 比例代表制である元老院、地域圏議会、市町村議会の選挙では、比例代表名簿に、男女同数候補者を、男女交互の順番で掲載する義務がある。
- 小選挙区制である国民議会の選挙では、政党に、男女同数の候補を立てることが推奨されている（2014年末、国民議会の女性議員比率は26.2%）。同じく小選挙区制である県議会では、男女ペア立候補者制が、2013年に導入されたところである（2015年に同制度にもとづいて初めて選挙が行われる）。

・行政分野

- 2012年の法制定により、国家公務員・地方公務員等には、クオータ制が導入された。2013年から2018年の間に、クオータ制の対象ポストに任命する際、どちらかの性の割合を段階的に40%（2012年からは20%、2013年からは30%、2018年からは40%）にすることが義務付けられている。

・経済分野

- 2011年の取締役会クオータ法の制定により、上場企業等の取締役会では、2014年1月1日までに20%以上、2017年までに40%以上の女性比率にすることとなっている。

【フランス】

政治

◆ パリテ法(2000年)制定後のフランス女性議員比率の変化

◇ 国会

下院	2000年	10.9%	→	2014年	26.2%
上院	2000年	5.9%	→	2014年	25.0%

◇ 地方議会

地域圏議会	2000年	27.5%	→	2010年	48.0%
県議会	2000年	9.2%	→	2011年	13.9%
市町村議会※	2000年	21.7%	→	2014年	48.2%

※人口1,000人以上

行政

◆ 国家公務員に占める女性の割合(2011年)

※教員を除く

54%

◆ 国家公務員の高級職に占める女性の割合(2011年)

総局長・局長	24%
大使	17%
地方長官	10%

経済

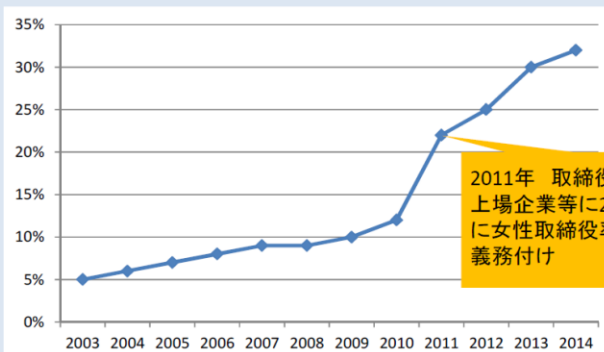
◆ 女性就業率

1990年	50.9%
2000年	54.8%
2013年	60.4%

◆ 女性役員比率

2003年	5%
2010年	12%
2014年	32%

◆ 女性役員比率の変化(上場企業)



2011年 取締役クオータ法
上場企業等に2017年まで
に女性取締役率40%以上を
義務付け

2. ドイツ

・基本法制等

- 1994年のドイツ統一を契機とした改正ドイツ連邦共和国基本法（the Basic Law）の中にある、男女同権を促進する国の義務規定に則り、政治、行政、経済分野にて、男女共同参画の取組が進められている。

・政治分野

- 1980年代後半から、政党が綱領等にてクオータ制を規定している。連邦議会は小選挙区比例代表併用制のため、政党は、綱領等に則って、比例代表名簿に女性候補者を掲載している（2014年末、連邦議会の女性議員比率は36.5%）。
- 州議会選挙は、各州法のもと、連邦議会と同様に小選挙区比例代表併用制で行われる（2011年末、全州議会議員の女性比率は約32%）。

・行政分野

- 連邦行政機関では、2001年の「公務部門における連邦平等法」以降、女性比率が50%未満の職場等に対し、職員の登用等に係るクオータ制が実施されている。
- 州政府では、各州法に則って、クオータ制が実施されている。

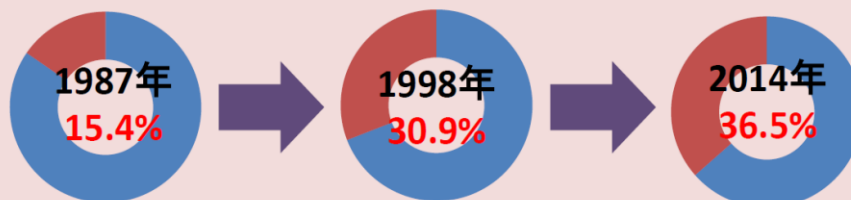
・経済分野

- 2001年に、連邦政府と経済団体が協定を結び、男女共同参画、家庭と仕事のバランスに係る取組を進めている。
- 2007年から導入している「両親手当」が、父親の育児休業取得を促進している。
- 2015年、大企業の監査役会に占める女性役員の比率を30%以上とする法案が連邦議会で可決され、2016年から約100社が対象になる。

【ドイツ】

政治

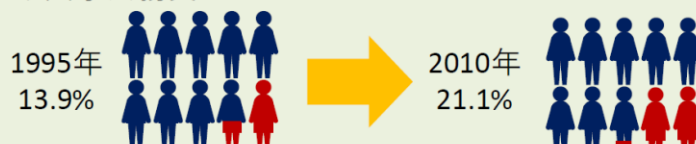
- ◆ 政党クォータ導入以降のドイツ連邦下院の女性議員比率の変化
※1986年、緑の党が男女同数を目指して50%クォータ制を導入



- ◆ 地方議会の女性議員比率(2011年)
州議会 32%
郡議会 26%

行政

- ◆ 女性公務員比率の変化
◇ 国家公務員

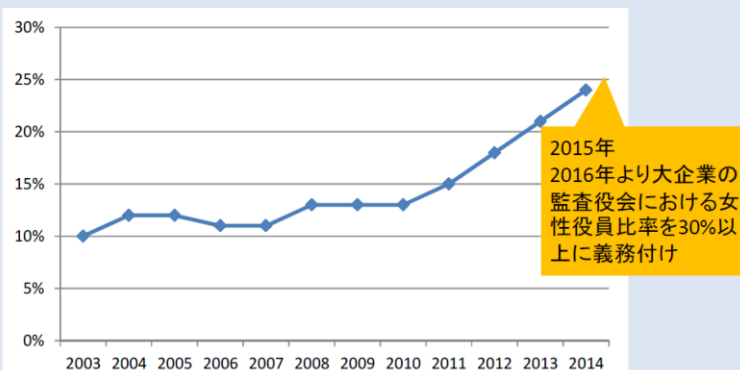


- ◇ 地方公務員
1995年 51.9% → 2010年 56.4%
- ◆ 国家公務員の女性管理職比率(2009年)※本省のみ
◇ 部長級以上 15.7%
◇ 課長級以上 23.4%

経済

- ◆ 女性就業率
1990年 52.2%
2000年 58.1%
2013年 68.8%
- ◆ 女性役員比率
2003年 10%
2014年 24%

- ◆ 女性役員比率の変化(上場企業)



3. オランダ

・基本法制等

- オランダ王国憲法の「オランダに居る人はすべて、平等な立場で平等に扱われなければならない。宗教、信条、政治的意見、人種または性別に基づくあるいはその他のような理由であっても、差別は許されない」とする第1条が男女平等に関する取組みの基盤となっている。このもとに、政治、行政、経済分野にて、男女共同参画の取組みが進められている。

・政治分野

- オランダでは、政党の自由と自律性を重視する立場から、政治分野への女性の参画を促進するための選挙制度や法令によるクオータ制はとられていない。
- しかし、政党の中には独自にクオータ制など女性議員を増加するための政策を取るところがあり、このことが、比例代表制という政党に重点を置く選挙制度のもとにおいて女性議員を増やすことにつながっている。

・行政分野

- パートタイム労働制度の影響もあり、一般行政分野の職員に占める女性職員の比率は42.1%(2005年)と高まっている。しかし、政策決定に携わる幹部層における女性の比率については、幹部国家公務員で27%(2013年)と低いことから、これを増やすための取り組みがとられている。

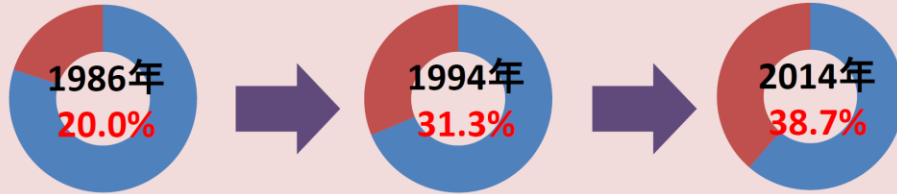
・経済分野

- オランダでは、個人が労働時間を選択する制度の自由度を高めることにより、男女共同参画を促進しようとしている。
- 1982年に、高失業率対策として政労使間で「ワッセナー合意」が結ばれて以降、パートタイム労働制度の改善が進められ、これに伴い女性の労働市場へ参加が進んできた。一方、多くの女性がパートタイム労働を選び、育児や家事など家庭の世話も女性がより多く受け持っているため、女性の所得が少なく、女性の経済的な自立を阻害することが懸念されている。政府は、男性が家庭の世話をより実施できるよう、新しい働き方を提唱している。
- 2011年に改正された会社法のもと、2016年までに、大手企業における女性取締役・監査役の割合を30%に引き上げることを目標に、女性役員増加の取り組みが進められている。

【オランダ】

政治

◆ 政党クォータ導入以降のオランダ下院の女性議員比率の変化
※1987年、労働党が男女同数を比例代表名簿に男女交互記載等を導入

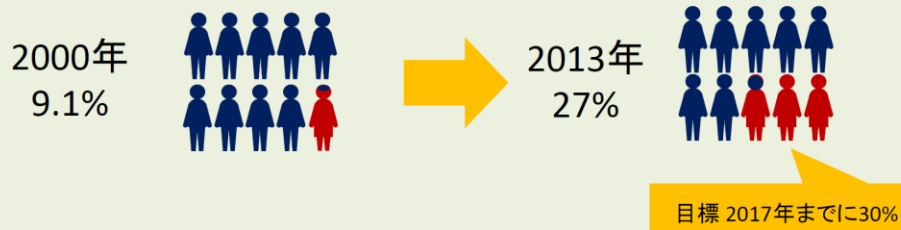


◆ 地方議会の女性議員比率の変化

州議会 1991年 29.6% → 2012年 34.5%
 基礎自治体議会 1991年 20.0% → 2012年 26.7%

行政

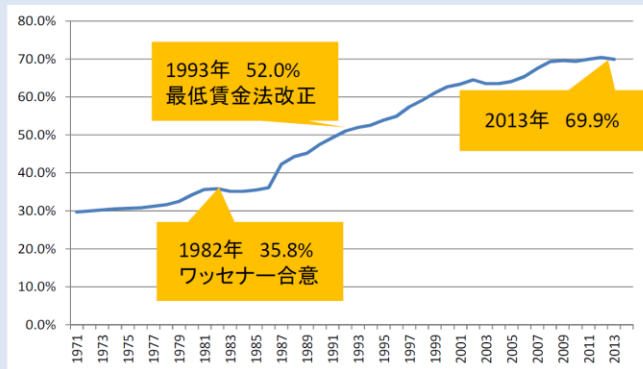
◆ 国家公務員幹部職に占める女性比率の変化
※国家公務員管理職員団体(ABD)調べ



経済

◆ 女性就業率の変化

◆ 女性就業率
 1982年 35.8%
 1993年 52.0%
 2013年 69.9%



◆ 女性役員比率
 (上場企業)
 2011年 18%
 2014年 25%
※2011年 会社法改正
 (2016年までに女性比率30%)